

働く人の暮らしを守る制度です。

兵庫県最低賃金が改定されました。

【効力発生日】
令和5年10月1日

1,001円 時間額

※この最低賃金は、兵庫県のどの市区町村(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市など)でも同じです。

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金引上げ

2023年10月1日より、兵庫県も最低賃金が引き上げられ労働者の収入が増加することを意味します。しかし、使用者にとっては、人件費が増加するため、コストが上昇する可能性があります。

兵庫県の最低賃金は、1,001円となり、これにより多くの労働者は経済的な恩恵を受けることが期待されます。

- (1) 時間給制の場合：時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- (2) 日給制の場合：日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- (3) 月給制の場合：月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)

したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

また、最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

※ インボイス制度対策学習会 阪神支部事務所 12月20日(水) 19:00~



阪神支部からのお願い

現在、西宮分会と川西分会につきましては、役員不在のため、分会活動が行えておりません。そのため、両分会の組合員様には、不便をお掛けしてあります。

そこで、阪神支部としましては、分会の再設立に向け、今後、後員の募集に張り組むことになりました。

西宮、川西在任の組合員様で協力して頂ける方がおられますら、是非支部事務所までご連絡いただければ幸いです。

阪神支部からのお願い